

茂原市学校再編審議会条例（平成29年茂原市条例第1号）

（設置）

第1条 小中学校の再編等を審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、茂原市学校再編審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 審議会は、茂原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- （1） 小中学校の統合、廃止等再編に関する事。
- （2） 通学区域の見直しに関する事。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、審議会が必要と認める事項に関する事。

（組織）

第3条 審議会は、12人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- （1） 学識経験者
- （2） 自治会関係者
- （3） 教育関係者
- （4） その他教育委員会が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議は、会長がこれを招集し、議長となる。ただし、会長が選任されて

いない場合は、教育委員会が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めたときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会の定める機関において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。